

じどうてあて てつづ わす 児童手当の手続きをお忘れなく

【なんのためにあるのか】

こ げんき けんこう せいちょう ほごしゃ けいざいてき さぽーと
子どもたちが元気で健康に成長できるように、保護者を経済的にサポートするため。

ひつよう てつづ 【必要な手続き】

- こ どもが生まれたとき、0～18歳の子がいる保護者が太田市に転入する時には、申請手続きが必要です。
- おおたし から 転出する時や、子どもの世話をしなくなった時も届出が必要です。
- ★ とく に ほん から 出国 (例：自分の国に帰るなど) する時は、必ず手続きをしてください。
- もうしで による費用徴収 学校給食費、保育園保育料について申出により児童手当から支払うことができます。
- げんきょうとどけ 提出が必要な方には、市役所から郵便で届きます。

せいど じぎょう じゅうてん ちゅういてん 【制度や事業の重点・注意点】

- てあてがく 手当額 さいみまん 3歳未満 ひとりげつがく 1人月額 えん 15,000円
さい こうこう そつぎょう さい たんじょうびご さいしょ がつ にち
3歳から高校を卒業するまで (18歳の誕生日後、最初の3月31日まで)
だい し ひとりげつがく えん
第1・2子 1人月額 10,000円
だい しいこう ひとりげつがく えん
第3子以降 1人月額 30,000円
- しきゅうづき 支給月 がつ がつ がつ がつ がつ がつ ねん かい にち ぜんげつぶん かげつぶん
2月・4月・6月・8月・10月・12月 (年6回) の10日に、前月分までの2ヶ月分が
しきゅう
支給されます。

といあわ さき
【問合せ先】 おおたしやくしよ か せいさくかかり かい ほんまどぐち
太田市役所 こども課 こども政策係 (3階31番窓口)

TEL 0276-47-1942